

## 「診療報酬に係る消費税」、「医師の働き方改革」について

2019年10月4日（金）、2019年度第3回常置委員会が開催され、その中で討議された内容を中心に、2019年度第3回常置委員会定例記者会見で報告させていただきました。第3回定例記者会見では、「診療報酬に係る消費税」、「医師の働き方改革」についてご報告させていただきました。それぞれのテーマに関する発表内容をご紹介します。

### 診療報酬に係る消費税について

2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられました。消費税は最終消費者が負担することが原則ですが、社会保険診療は、国の社会政策的な配慮により、消費税法上、非課税取引として位置づけられており、医療機関が患者さん及び保険者から消費税を受け取ることはありません。このため、医療機器や医薬品等の購入時に支払う消費税は、医療機関が負担しています。医薬品や特定材料については、個々の薬価等に消費税分が上乗せされるので、仕組み上は補填される形になっています。しかし本体収入への上乗せは、特定の項目に絞って補填されており、8%改定時以降は、初診料や入院料等の基本診療料に上乗せされる仕組みとなっています。社会保険診療は、公定価格（診療報酬点数）で定められており、個々の病院で消費税を負担した分に合わせて、価格を改定することはできません。このため、個々の病院の課税経費と直接的には紐付いておらず、これが病院間の不均衡の要因となっています。平成30年度の実績を基に5%から10%部分の補填状況を試算した結果、42病院で合計約12億円の補填不足があり、本体部分で約3億円の補填のバラつきが病院間で発生する見込みとなっています。さらに2019年10月の実績により、実際の補填状況を検証していきますが、このままでは現在の状況が続くことも予想されます。また設備投資の消費税は減価償却費により計算されているため、実際の投資時期と補填される時期のズレが生じ、このことが、投資が進まない原因の一つと考えられます。以上のように、消費税増税とそれに伴う人件費、材料費の負担増、病院間での不均衡、補填時期のズレなどにより、国立大学病院の健全な病院経営が不安定な状況になり、我が国の医療の発展に資する持続的な人材教育、研究活動が減退することが懸念されます。昨今の厳しい経営状況をご理解いただき、国からの一層の財政支援を要望します。

### 医師の働き方改革について

医師の働き方改革について議論する際に、まずご理解いただきたいのが、大学病院で勤務する医師の勤務環境は、一般病院とは大きな違いがあることです。具体的には、一般病院の医師は診療が中心となり

ますが、大学病院の医師は診療に加え、研究と教育が加わります。そして診療は大学病院の中で行いますが、研究や教育に関しては、医学部あるいは研究所と、病院長の管轄外で行われることとなります。本年3月までの働き方改革の議論では、診療、研究、教育を業務として行う大学病院に勤務する医師の特殊性を鑑みた議論は進んでおらず、この3つを通算して労働時間とみなすことになっています。このため、この議論のまま進めば、大学病院で勤務する医師は、研究時間をさらに削減するしかなく、我が国全体の研究活動に大きな影響が及ぶ恐れがあります。国立大学病院長会議としては、今後の働き方改革の検討では、大学病院で勤務する医師の研究時間の確保に十分に配慮した議論を進めることを要望します。また、国立大学病院は、他の医療機関と比べて給与水準が極めて低く、多くの医師が兼業をしなければ生活していけないという現状があります。このような給与格差が、さまざまな歪を生んでいるのではないかと考えており、抜本的な働き方改革を行うためには、給与格差の是正が不可欠と考えます。今までの議論を振り返ると、労務管理者の責務に関する制度化は着々と進んでいますが、地域の医療提供体制の再編など、大学病院を取り巻く環境の変化なくして、医師の働き方改革は実現できないと考えます。

.....

**国立大学病院長会議とは…**

国立大学病院長会議は、国立大学附属病院、国立大学医学部附属病院（医学部・歯学部附属病院を含む）、国立大学歯学部附属病院、国立大学附置研究所附属病院の42大学45病院が会員として参加している組織です。

.....

**本件に関する問い合わせ先、さらに詳しい資料が必要な場合は…**

国立大学病院長会議広報担当 宇山 TEL：070-2632-3096 [k-uyama.adm@tmd.ac.jp](mailto:k-uyama.adm@tmd.ac.jp)